

平成 25 年度分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住所 東京都港区芝浦4-4-44
氏名 芝浦太郎

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳 治療内容・医薬品名	支払った医療費	左のうち保険金などで補てんされる金額
芝浦太郎	本人	港区芝浦〇〇病院	骨折手術入院	500,000	400,000
芝浦太郎	本人	港区芝浦〇〇病院	骨折通院	10,000	0
芝浦太郎	本人	港区芝浦〇〇義肢装具製作所	治療用装具	100,000	70,000
芝浦花子	妻	港区芝浦〇〇クリニック	かぜ治療	1,000	0
芝浦花子	妻	港区芝浦△△薬局	かぜ薬剤	600	0
芝浦大輔	子	港区芝浦〇〇耳鼻科	治療	1,000	0
合 計				A 612,600	B 470,000

平成 年分の 確定申告書A

FA0063

任意にご加入の生命保険、損害保険から支払われる医療保険金や入院・通院給付金、傷害費用保険金など、補てんされる金額を記載します。
協会けんぽ、健康保険組合、共済組合などの各種健康保険や国民健康保険などでの高額療養費制度、お子様の小学校でのケガによる日本スポーツ振興センター保険などからの給付金も含まれます。
※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きます。(かかった治療費より、生命保険等から多く支払い

※上の明細については、適宜の用紙に記載の上、同封して提出していただいても差し支えありません。

【控除額の計算】

支払った医療費 (合計)	612,600 円	A	申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の医療費控除に転記します。
保険金などで補てんされる金額	470,000 円	B	
差引金額 (赤字のときは0円)	142,600 円	C	申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4線越損失を差し引く計算」欄の81の金額を転記します。
所得金額の合計額	2,500,000 円	D	
D × 0.05 (赤字のときは0円)	125,000 円	E	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の医療費控除に転記します。
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	100,000 円	F	
医療費控除額 (最高200万円、赤字の時は0円)	42,600 円	G	

平成 年分の 確定申告書A

FA0019

収入金額等
所得金額
所得から差し引かれる金額

税
配
当
金
の
計
算

給
与
公
的
年
金
等
①
公
的
年
金
等
②
そ
の
他
③
一
時
給
与
④
一
時
給
与
⑤
計
算
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳

所得金額の合計額
所得から差し引かれる金額

延納届出額